

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

令和六年八月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

山県郡北広島町有田字中頼信一七一九番一、一七一九番二、一七二〇番一の一部、一七二〇番三、一七二〇番四、一七二九番一、一七二九番二、丁保余原字向徳万一九一七番一の一部、一九一七番三、一九一七番六、一九一七番八、有田字中頼信一六九七番一〇地先から一七二〇番四地先水路、一七二〇番四地先から一七一九番一地先里道、丁保余原字向徳万一九一七番八地先から一九一七番二地先水路、有田字中頼信一七二〇番四地先から丁保余原字向徳万一九一七番一地先河川

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山県郡北広島町有田一六五四番地

株式会社 ニューハウス

代表取締役 金本 永肖